

議 第 266 号

平成28年12月5日提出

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

熊本市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表熊本市立松尾東小学校の項から熊本市立松尾北小学校の項までを削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

松尾東小学校、松尾西小学校及び松尾北小学校を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。